

令和4年度 スマートウェルネス住宅等推進事業
人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

多文化共生型ソーシャルインクルージョン住環境モデル事業「あいホーム石岡旭台」

居住者実態調査の報告書

令和5年11月

社会福祉法人 桐孝会

はじめに

2007年(平成19年)に住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が制定されて、16年が経過しました。この法律に基づいて、国は基本方針を定め、茨城県においても居住支援協議会が設けられ、様々な取り組みが進められてきました。しかしながら、この間、日本の総人口が減少する一方で、住宅確保要配慮者、例えば、単身高齢者は増え続け、民間の空き家・空き室も増加しています。

他方、2011年(平成23年)の障害者基本法の改正や、2012年(平成24年)の障害者総合支援法の制定を経て、地域社会における共生の考え方が明確になりました。障害者の生活の場を従来の入所施設から地域へ移行していく、いわゆる「施設から地域へ」を実現するために、障害者の居住場所に対して需要が高まっています。

このような背景のなか、当法人は、令和3年度住まい環境整備モデル事業(人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業)の一環として、石岡市旭台地区にある3階建てビルを改修し、「多文化共生型ソーシャルインクルージョン住環境モデル事業「あいホーム石岡旭台」」として、セーフティネット住宅1床と障害者グループホーム9床を整備しました。

本報告書は、「あいホーム石岡旭台」に居住されている皆様が、いつまでも地域で自分らしく暮らしていくための生活支援ニーズの把握と、QOL(生活の質)を向上させることを目的に、調査成果を取りまとめたものです。

居住者実態調査の実施、報告書の作成にあたり、共同事業者である茨城県福祉介護事業協同組合の皆様をはじめとする関係者の皆様から多くのご指導とご協力をいただきました。改めて感謝申し上げます。

本報告書が、住宅確保要配慮者(高齢者・障害者・外国人)の生活支援ニーズを把握し、サービスの提供と質の向上に役立つと共に、モデル事業の広報、ソーシャルインクルージョン・多文化共生についての普及啓発に役立つ一助となれば幸いです。

令和5年11月

社会福祉法人 桐孝会
理事長 村上 義孝

目 次

1 調査内容与方法	1
2 調査結果	
居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居前調査)	2
居住者について	2
生活について	3
福祉サービスの利用について	6
仕事について	8
将来の生活について	14
意見	19
居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居後調査)	20
居住者について	20
相談支援について	21
市民同士の支え合いについて	23
就労や社会参加について	24
住み暮らす街について	28
意見	30
3 調査結果分析と整理	31
4 参考資料、参考文献	33

1 調査内容と方法

(1) 目的

実態調査は、「あいホーム石岡旭台」に居住者が、いつまでも地域で自分らしく暮らしていただくための生活支援ニーズの把握と、QOL(生活の質)を向上させることを目的とする。

(2) 対象

「あいホーム石岡旭台」を利用している居住者(n=7)

(3) 実施時期

ア 居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居前調査)
令和5年2月～3月

イ 居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居後調査)
令和5年9月～10月

(4) 主な調査項目

ア 居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居前調査)

- ・居住者について
- ・生活について
- ・福祉サービスの利用について
- ・仕事について
- ・将来の生活について

イ 居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居後調査)

- ・居住者について
- ・相談支援について
- ・市民同士の支え合いについて
- ・就労や社会参加について
- ・住み暮らす街について

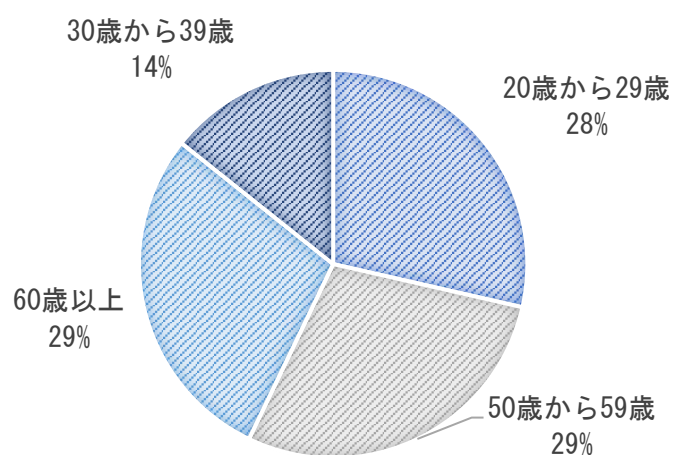
2 調査結果

(1) 居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居前調査)

1 あなたのことについてお聞きます。

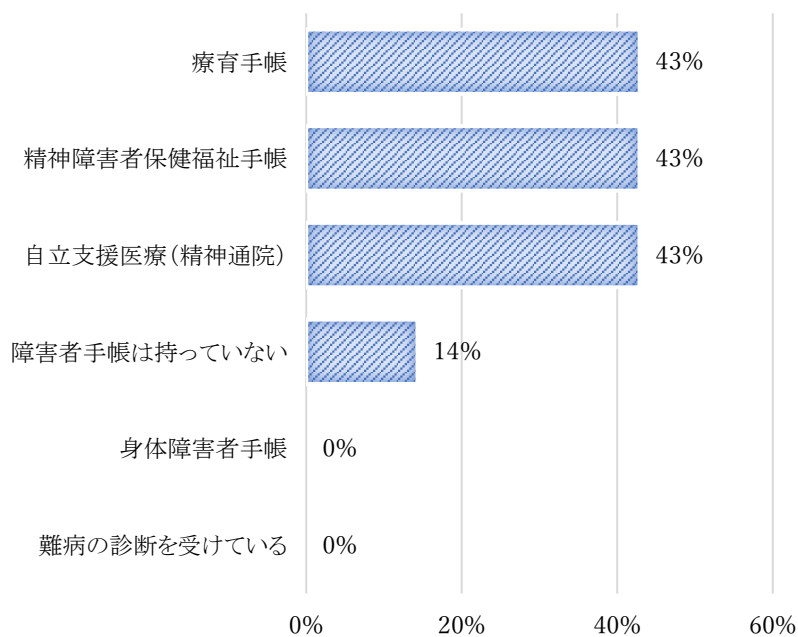
問1 年齢層を教えてください。(令和5年1月1日現在)

- 1 18・19歳 2 20歳から29歳 3 30歳から39歳 4 40歳から49歳
5 50歳から59歳 6 60歳以上



問2 あなたが持っている障害者手帳等について教えてください。

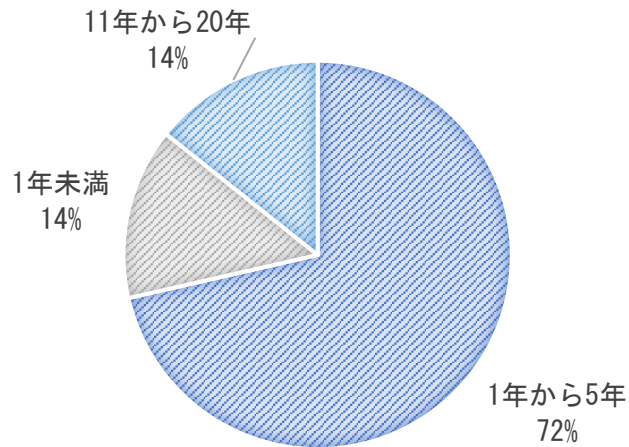
(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



2 あなたの生活のことについてお聞きします。

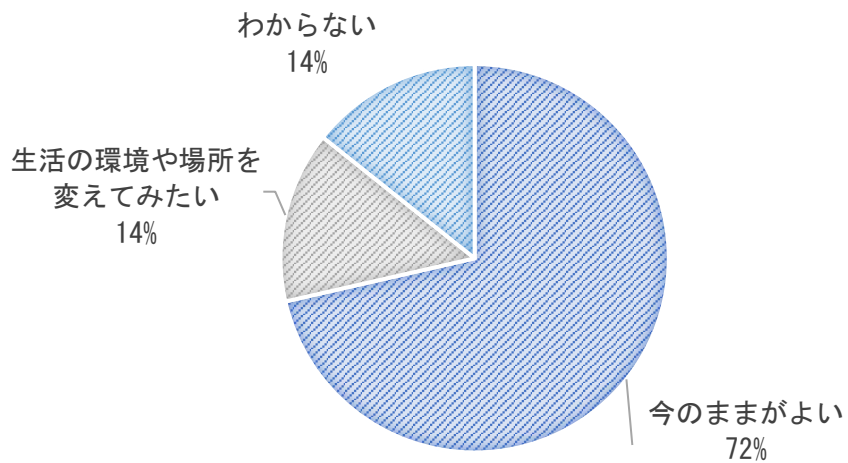
問3 グループホーム、入所施設、病院等で生活を始めて何年になりますか。

- 1 1年未満 2 1年から5年 3 6年から10年 4 11年から20年 5 21年以上
- 6 グループホーム、入所施設、病院等で生活したことはない



問4 今の生活の環境や場所を変えてみたいですか。

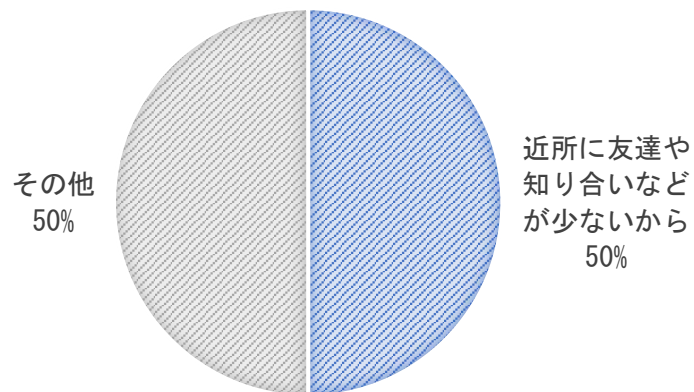
- 1 今のままがよい 2 生活の環境や場所を変えてみたい 3 わからない



問4—1 問4で「2」と回答した方へお聞きします。

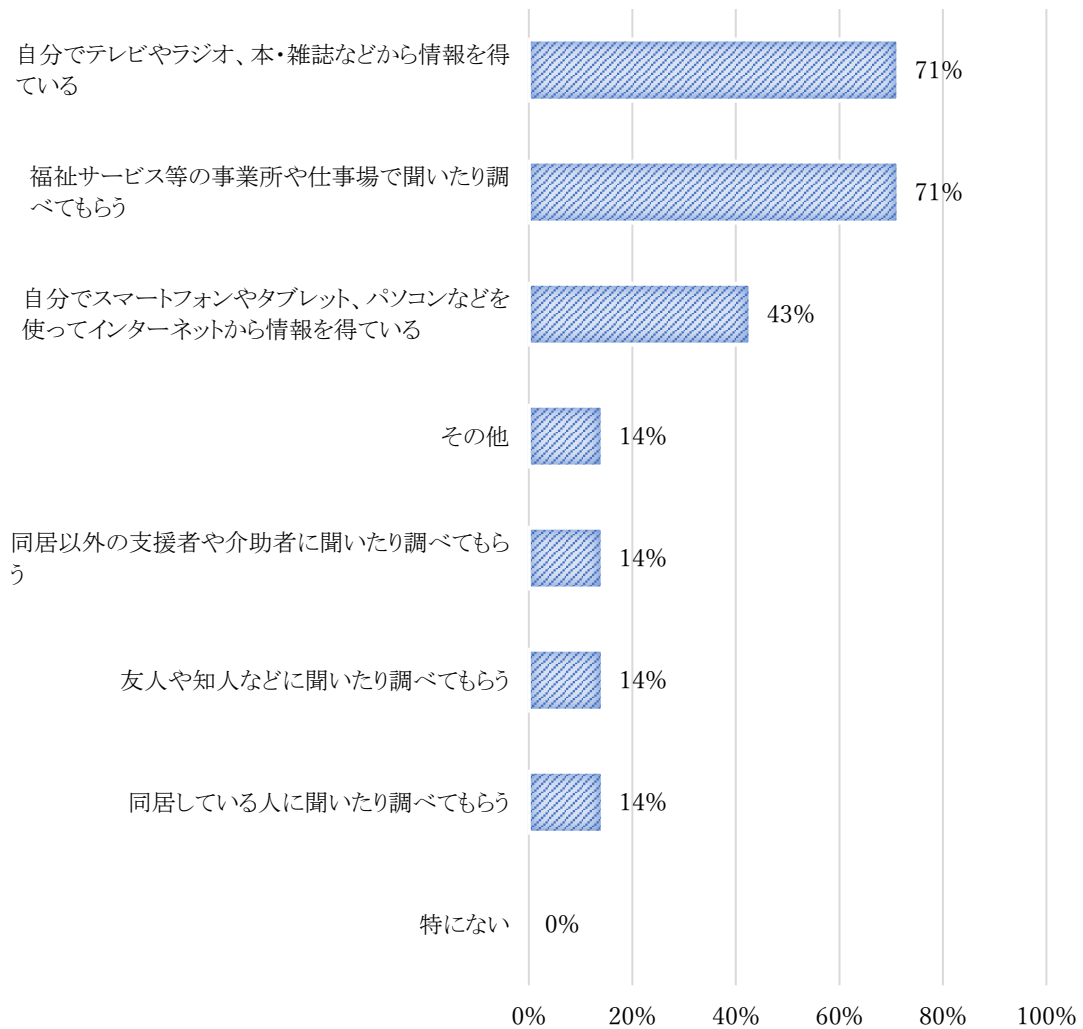
● 今の生活の環境や場所を変えてみたい理由は何ですか。

- 1 住居や住居周辺に段差などがあり不便だから
- 2 利用できる交通機関が少ないから
- 3 通勤、通所、通院、買い物などに不便だから
- 4 近所に友達や知り合いなどが少ないから
- 5 日常生活の支援をしてくれる人がいないから
- 6 自分で自立して生活したいから
- 7 その他()



問5 あなたが生活していくうえで必要な情報をどのように入手していますか。

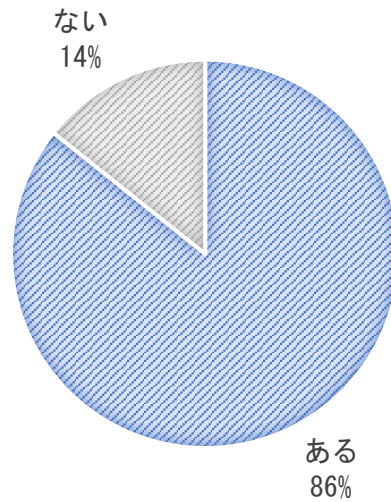
(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



3 福祉サービスの利用についてお聞きます。

問6 現在利用している福祉サービスはありますか。

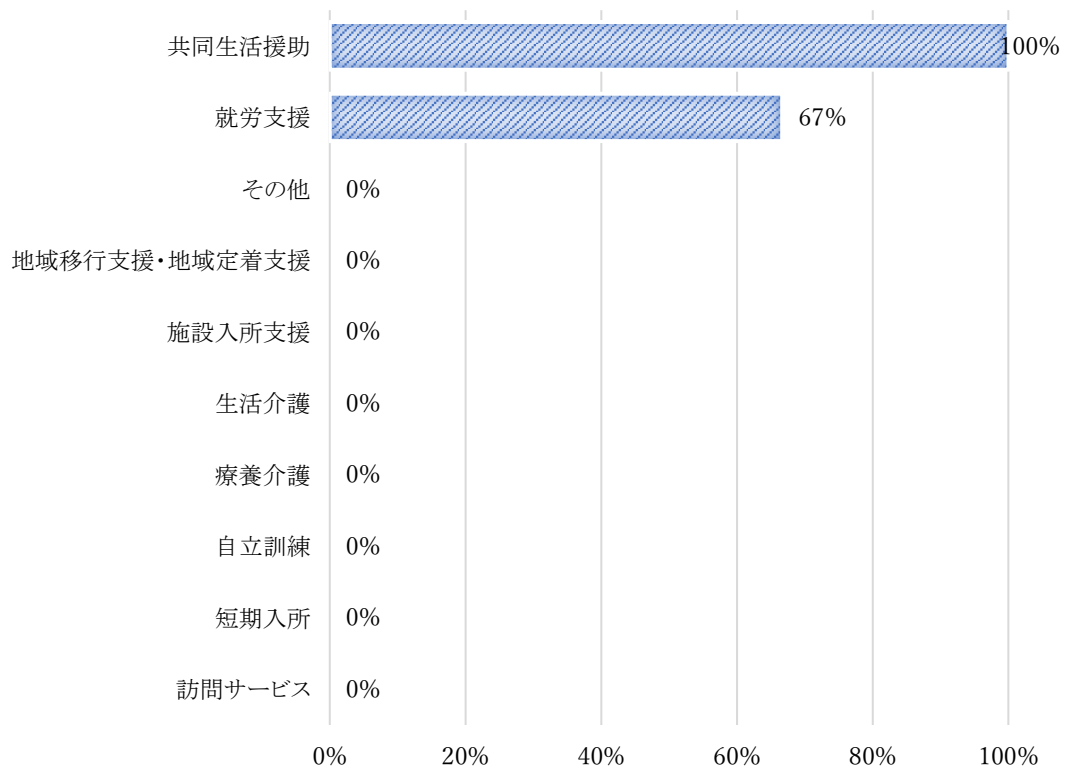
1 ある → 問6-1へ 2 ない → 問6-2へ



問6-1 問6で「1」と回答した方へお聞きます。

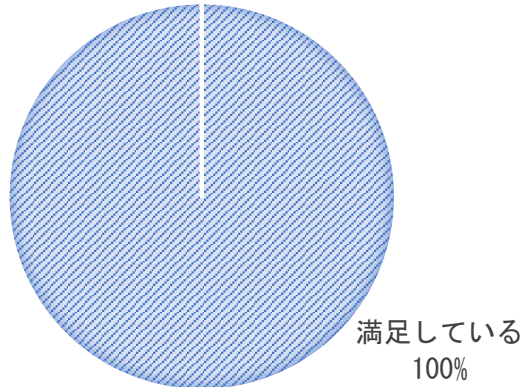
問6-1-① どのような福祉サービスを利用していますか。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



問6-1-② 現在利用しているサービスに満足していますか。

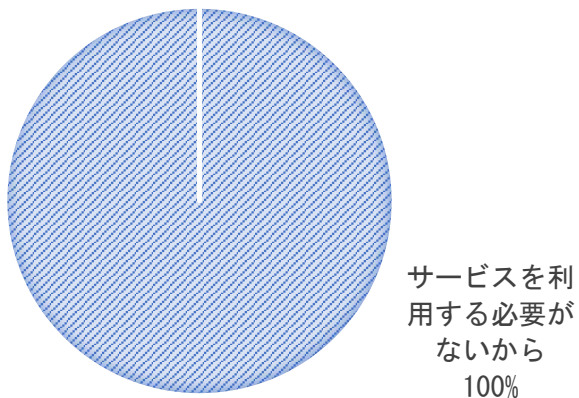
- 1 満足している → 問7へ 2 満足していない → 問6-1-③へ



問6-2 問6で「2」と回答した方へお聞きします。

問6-2-① サービスを利用していない理由は何ですか。

- 1 サービスを利用する必要がないから 2 サービスの内容や利用方法がわからないから
3 利用料金がかかるから、利用料金が高いから 4 その他()

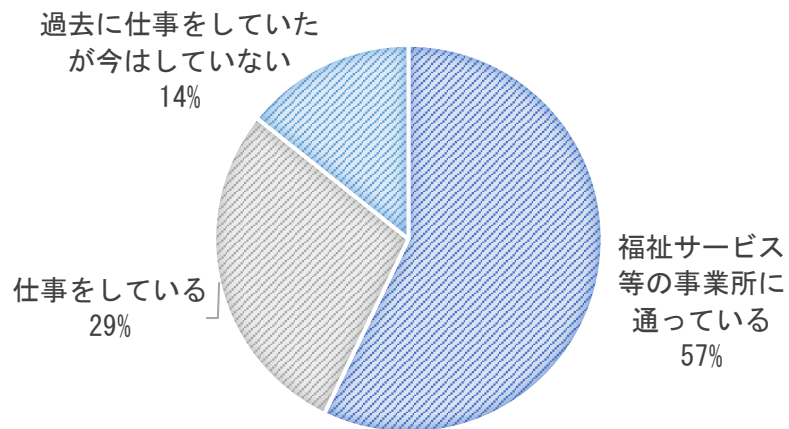


4 あなたの仕事についてお聞きします。

問7 仕事をしていますか。

- 1 仕事をしています 2 福祉サービス等の事業所に通っている… ※
3 過去に仕事をしていたが今はしていない 4 仕事をしたことがない

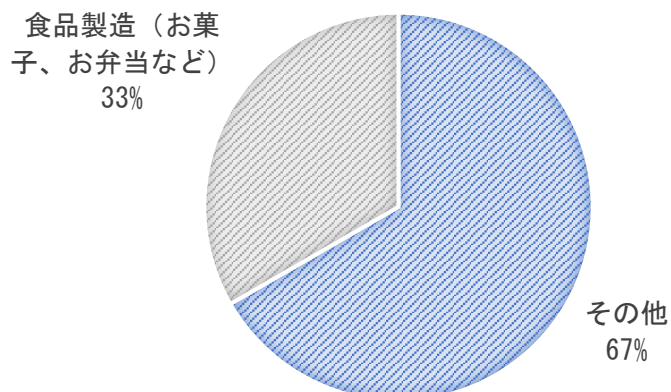
※ ここでの福祉サービス等の事業所とは、地域生活支援センターⅢ型事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型または B 型の実施施設をいいます。



問7-1 問7で「1、2」と回答した方へお聞きします。

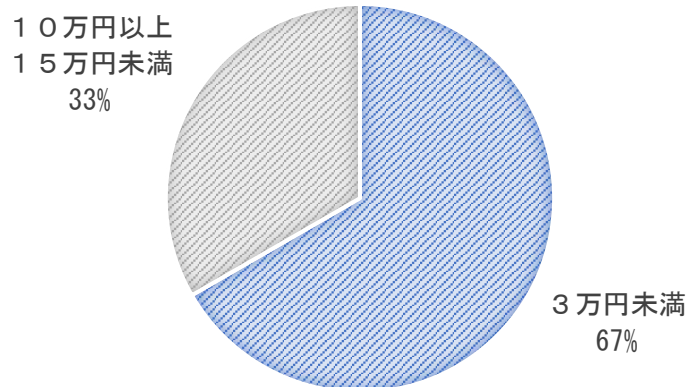
問7-1-① どのような仕事をしていますか。

- 1 農業 2 清掃 3 クリーニング 4 食品製造(お菓子、お弁当など)
5 製品製造(木工、縫製、金属加工、部品組み立てなど) 6 パソコン作業(データ入力、
名刺・チラシ作成など) 7 接客(飲食、店頭販売など) 8 その他



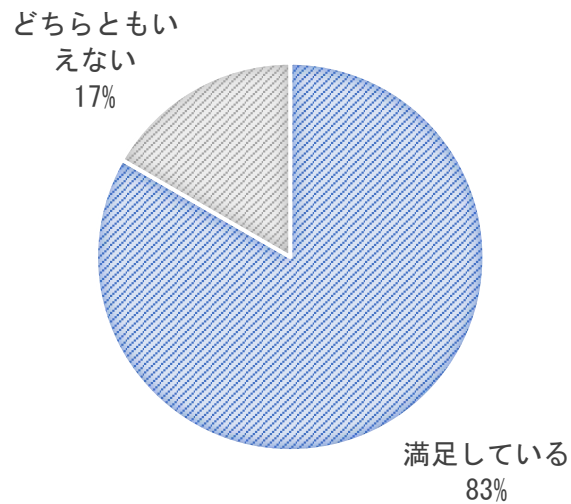
問7-1-② 仕事の1か月の収入はどの程度ですか。

- 1 3万円未満 2 3万円以上～5万円未満 3 5万円以上～10万円未満
4 10万円以上～15万円未満 5 15円以上～20万円未満 6 20万円以上



問7-1-③ 今の仕事に満足していますか。

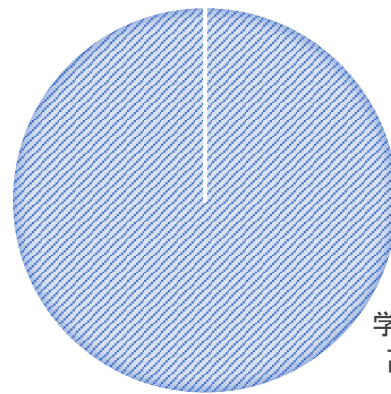
- 1 満足している 2 不満がある 3 どちらともいえない



問7-2 問7で「3、4」と回答した方へお聞きします。

● 仕事をしていない理由を教えてください。

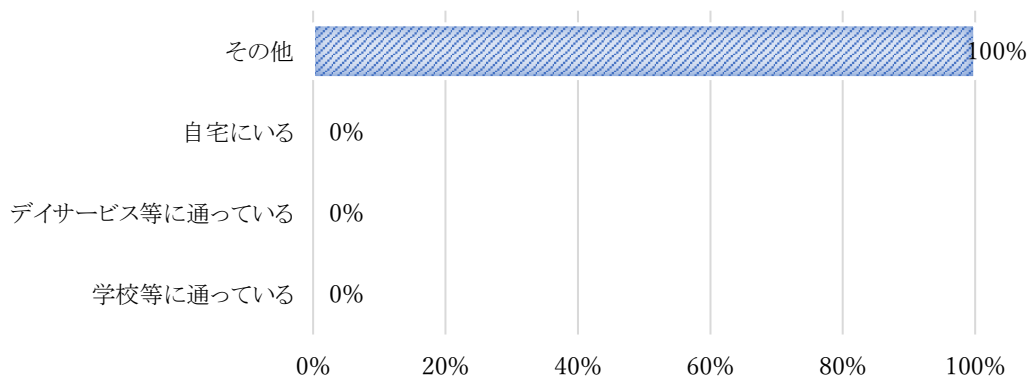
- 1 学生のため・高齢のため 2 働く場(働く機会)がない 3 心身の状況により仕事をすることができない 4 求職中 5 その他



学生のため・
高齢のため
100%

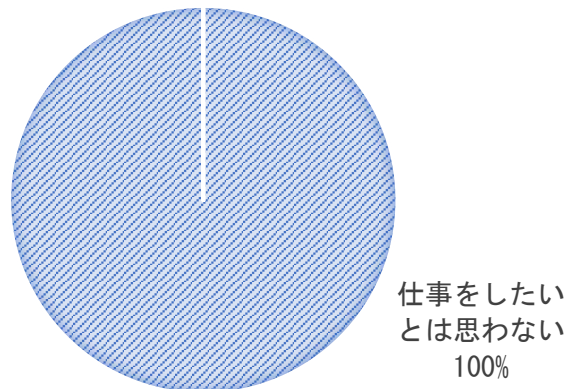
● 平日の日中はどのように過ごしているか教えてください。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



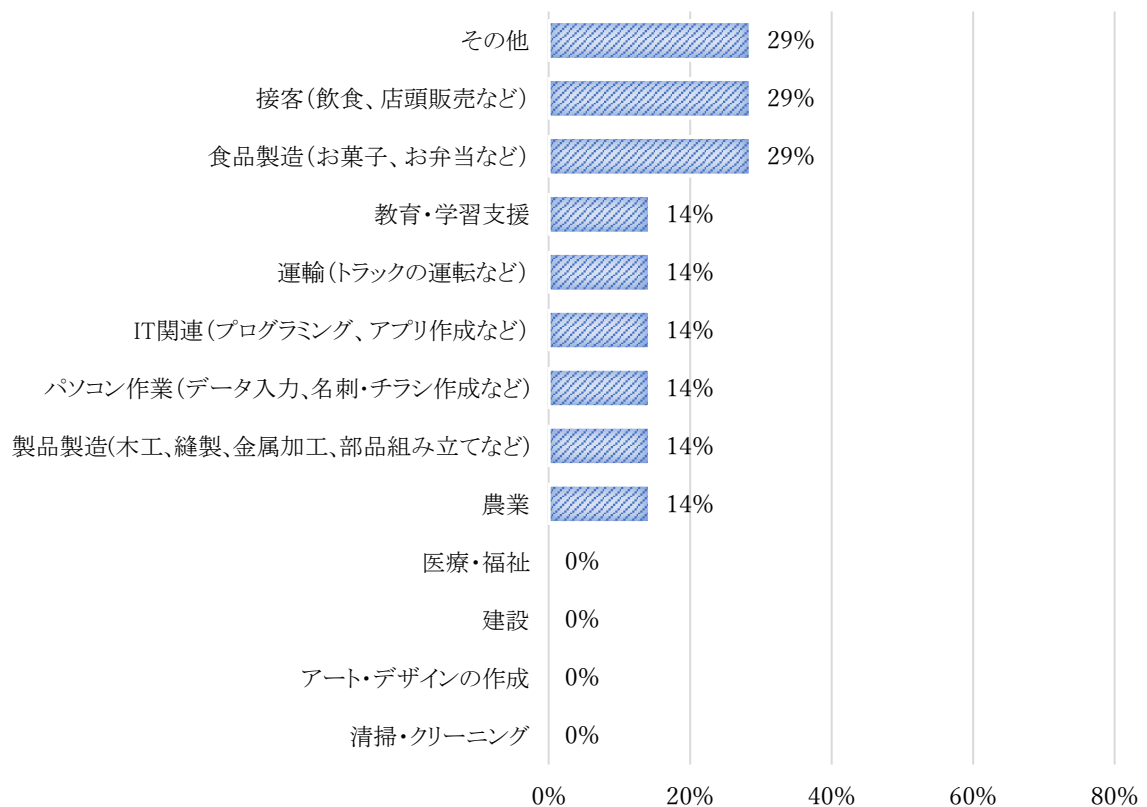
● 今後、仕事をしたいと思いますか。

- 1 すぐにでも仕事をしたい 2 2～3年後には仕事をしたい 3 いつかは仕事をしたいと思
 っている 4 仕事をしたいとは思わない



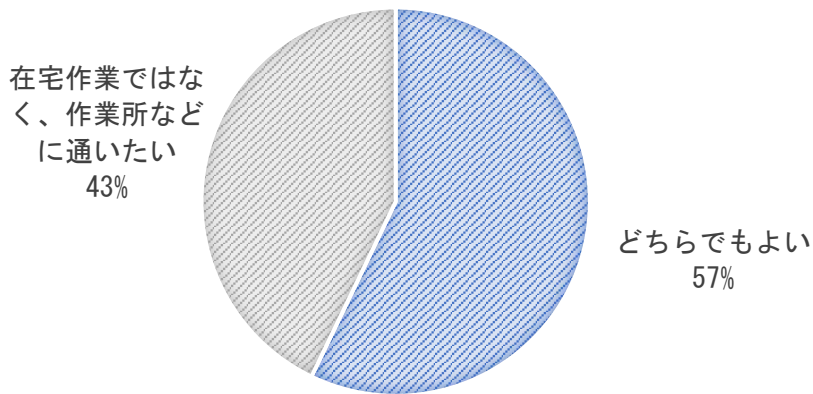
問8 あなたがやってみたい仕事の内容を教えてください。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



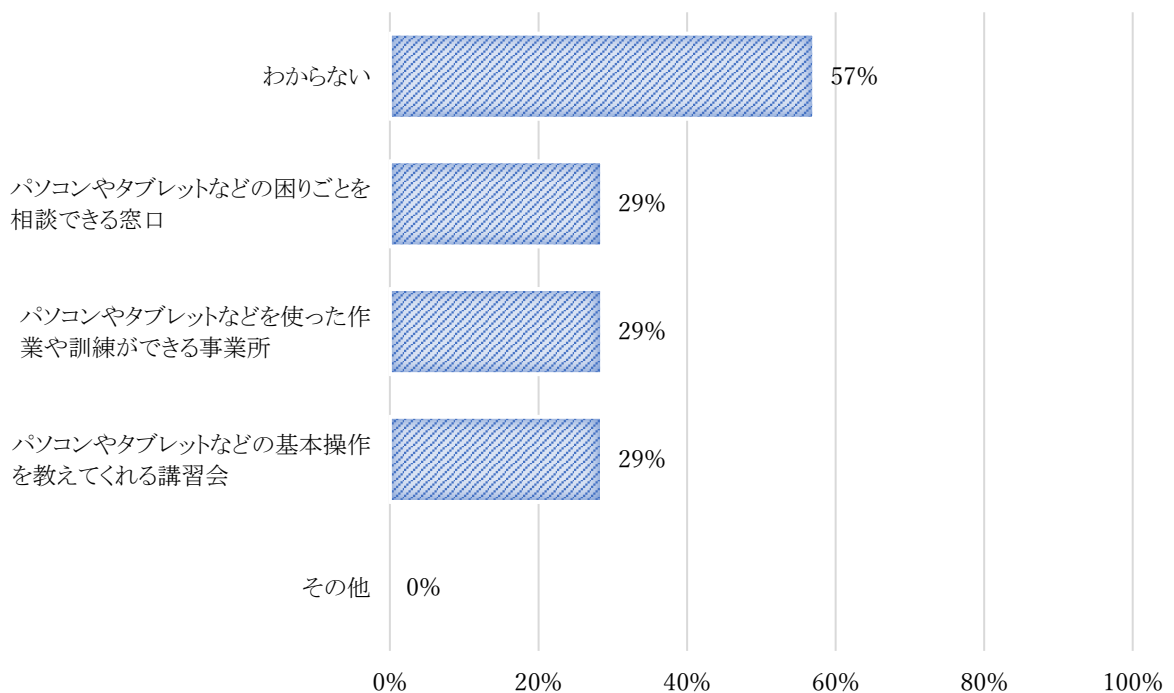
問9 あなたは、作業所などに通わず、自宅や入所施設などでできる仕事(在宅作業)をやってみ
たいですか。

- 1 今、在宅作業をやっている 2 在宅作業をやってみたい 3 在宅作業ではなく、作業
所などに通いたい 4 どちらでもよい



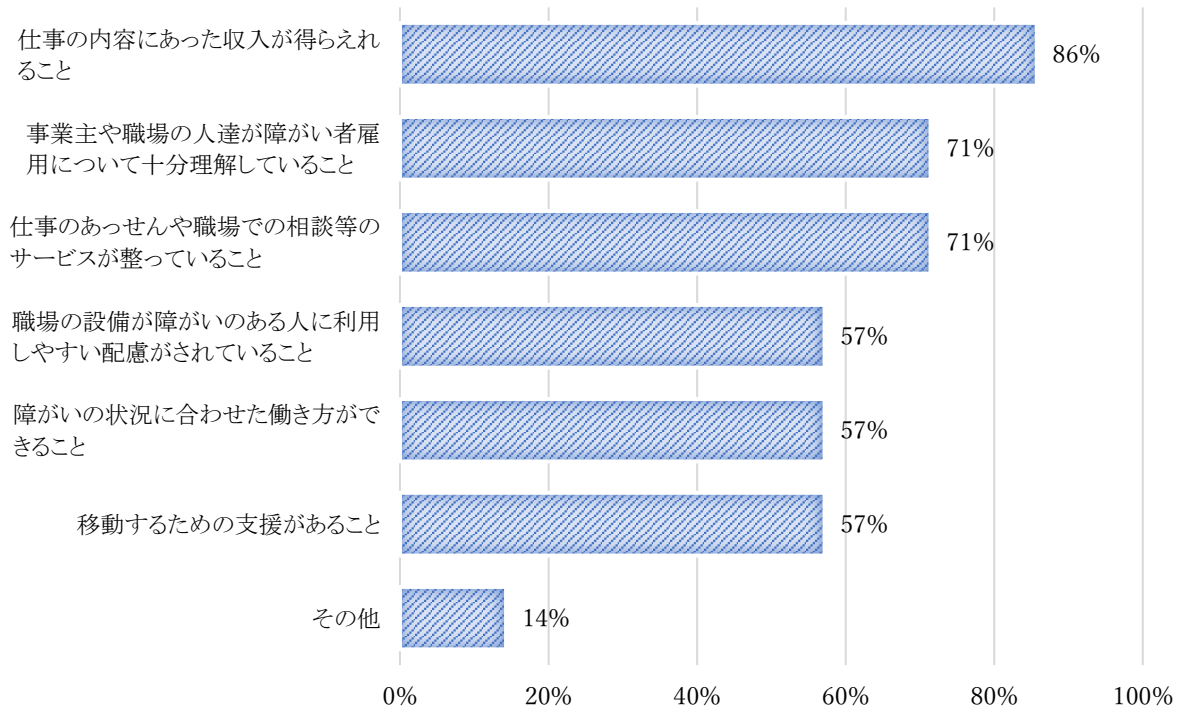
問10 パソコンを使って就労をしていくなど、デジタル化が進んでいくうえで、どのようなことが必要
と思いますか。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



問11 仕事をするために、どのような環境が必要なのか教えてください。

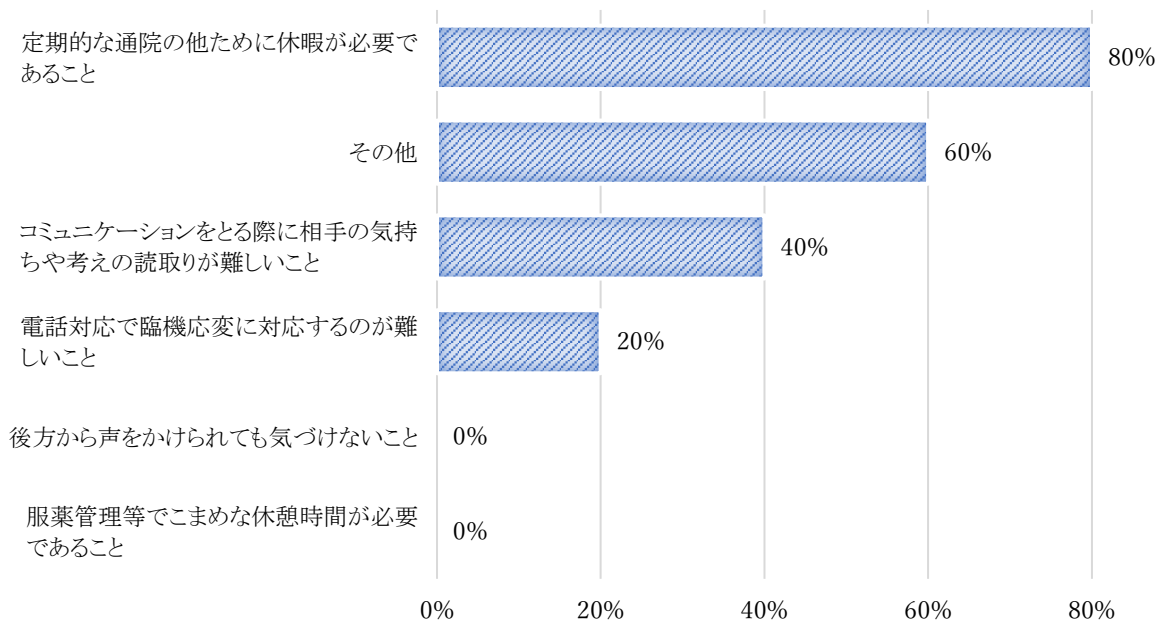
(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



問11-1 問11で「4」と回答した方へお聞きします。

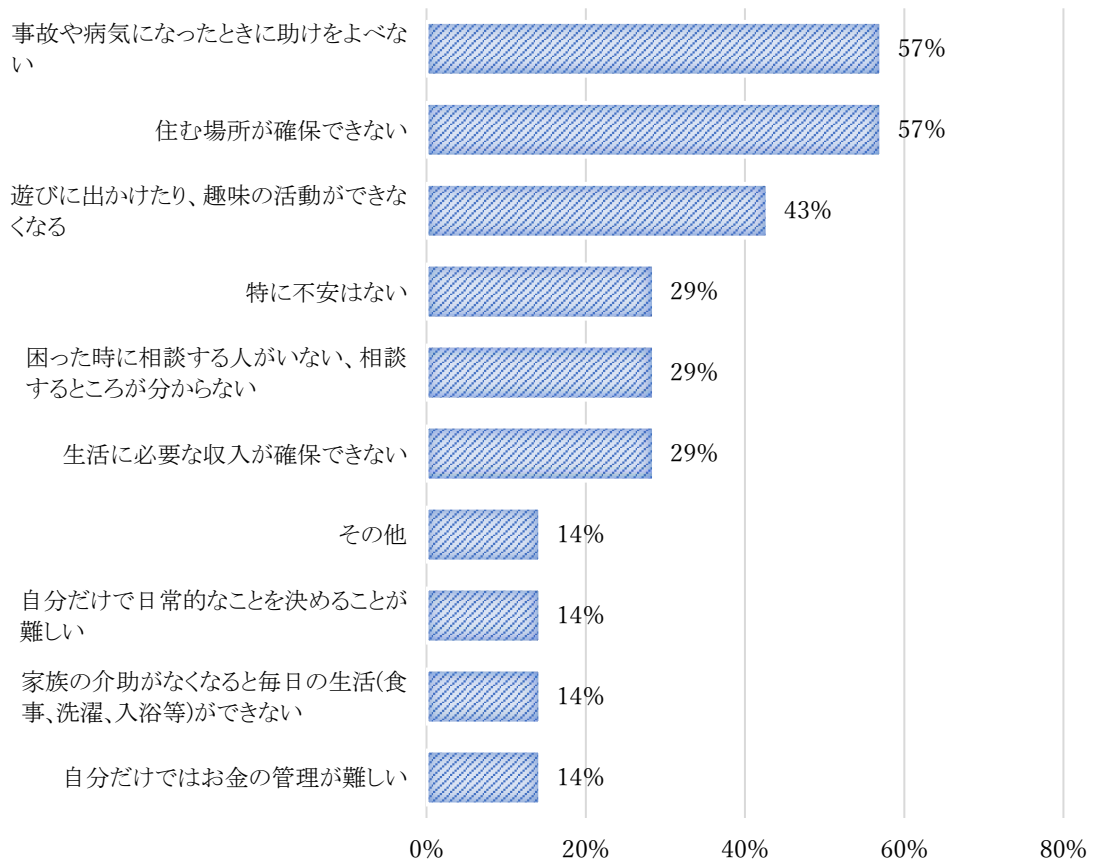
● 事業主や職場の人達にどのようなことを理解してほしいと思いますか。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



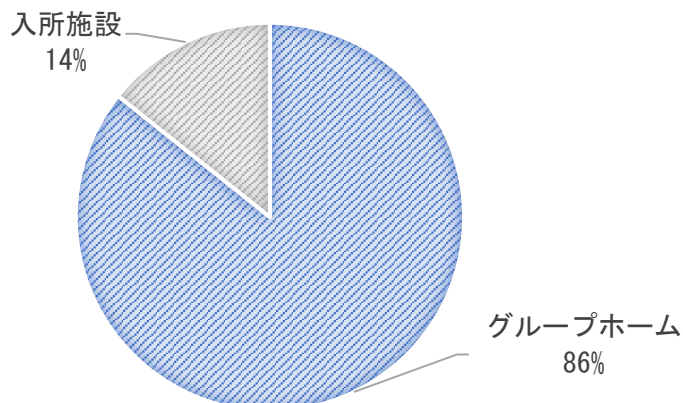
5 あなたの将来の生活についてお聞きします

問12 あなたを主に介助している家族が先になくなったり、高齢になって介助が難しくなったとき、
どのようなことが不安になりますか。(特に不安なもの3つに○を付けてください。)



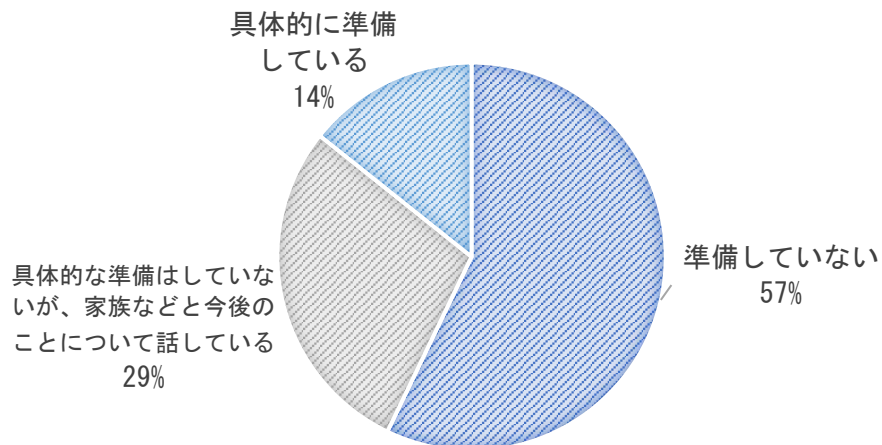
問13 あなたを主に介助している家族が先になくなったり、高齢になって介助が難しくなったとき、
どこに住みたいですか。

- 1 自宅 2 兄弟姉妹や親戚の家 3 グループホーム 4 入所施設
5 病院に入院 6 その他



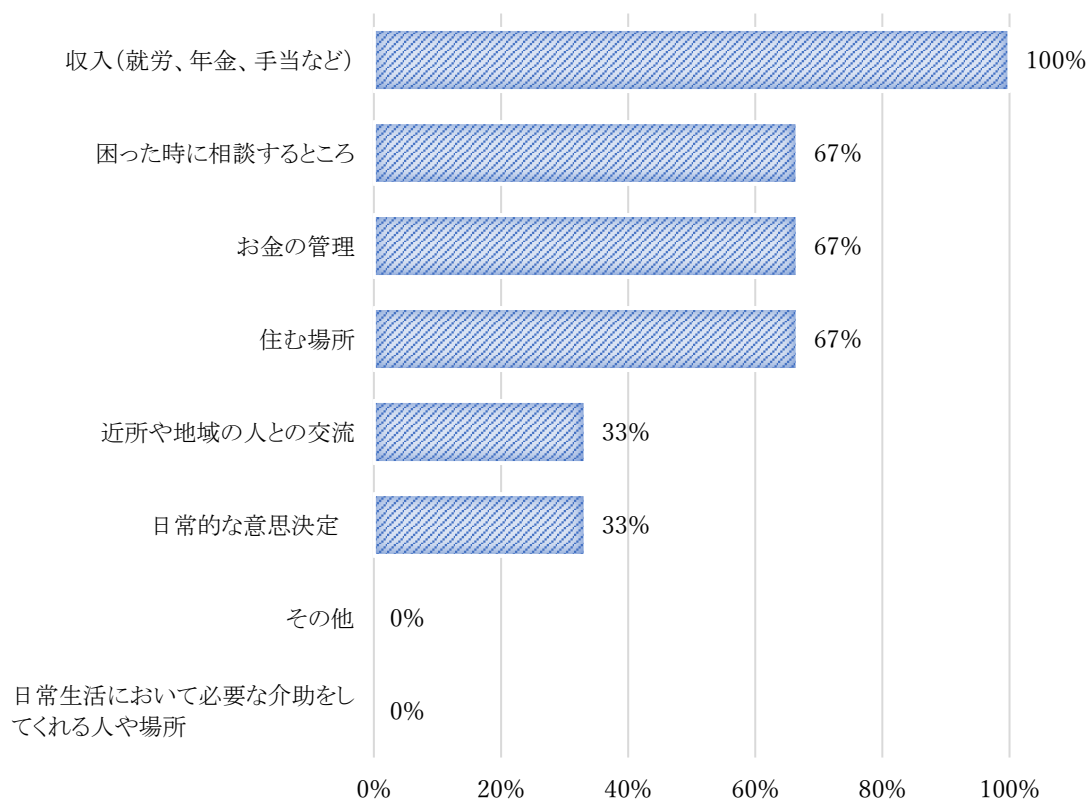
問14 あなたを主に介助している家族が先になくなったり、高齢になって介助が難しくなったときのことを考えて、何か準備していますか。

- 1 具体的に準備している 2 具体的な準備はしていないが、家族などと今後のことについて話している 3 準備していない

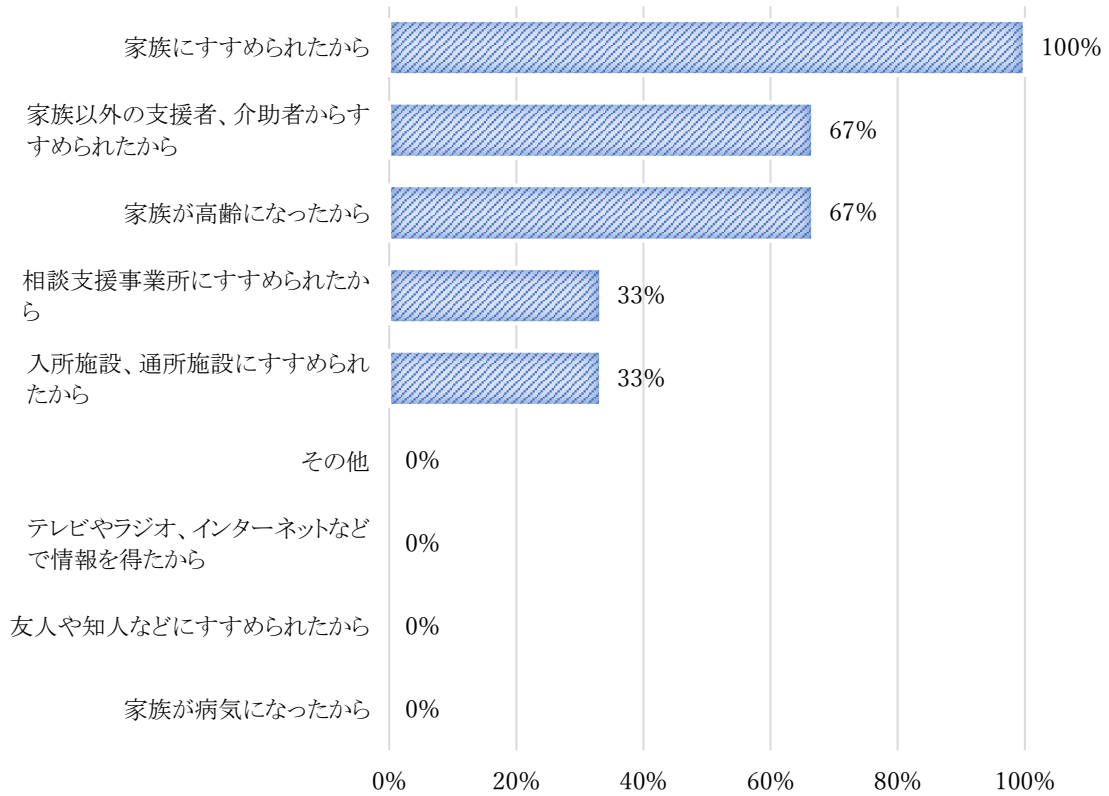


問14-1 問14で「1、2」と回答した方へお聞きします。

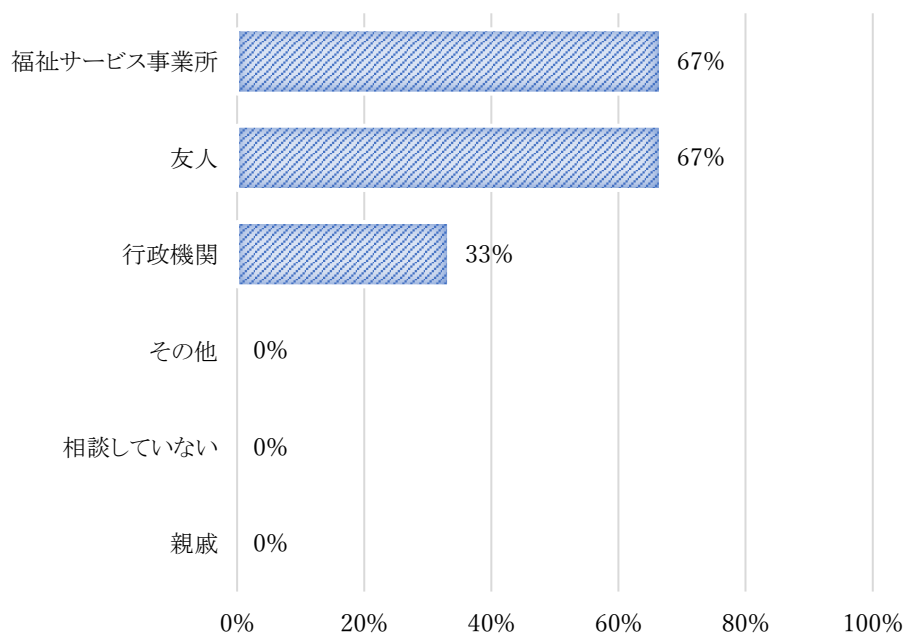
● 何について準備をしたり、話したりしていますか。 (あてはまるもの全てに○を付けてください。)



● 準備をするきっかけは何ですか。 (あてはまるもの全てに○を付けてください。)



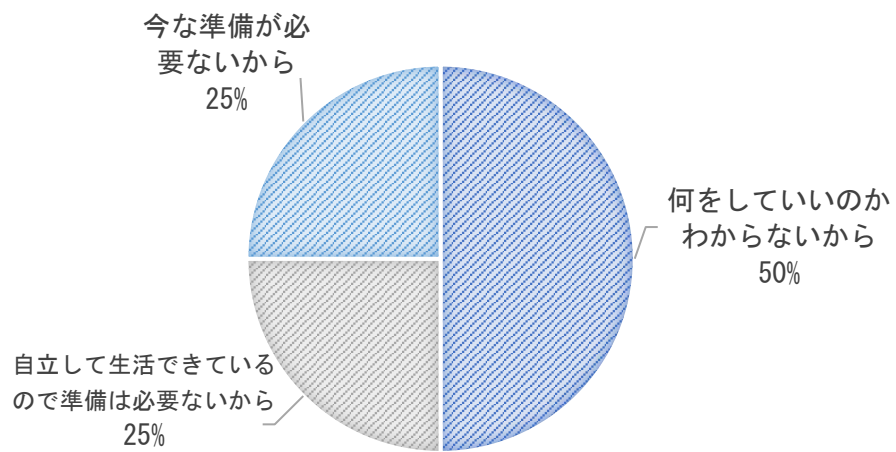
● 準備にあたって、家族以外の誰かに相談しましたか。 (あてはまるもの全てに○を付けてください。)



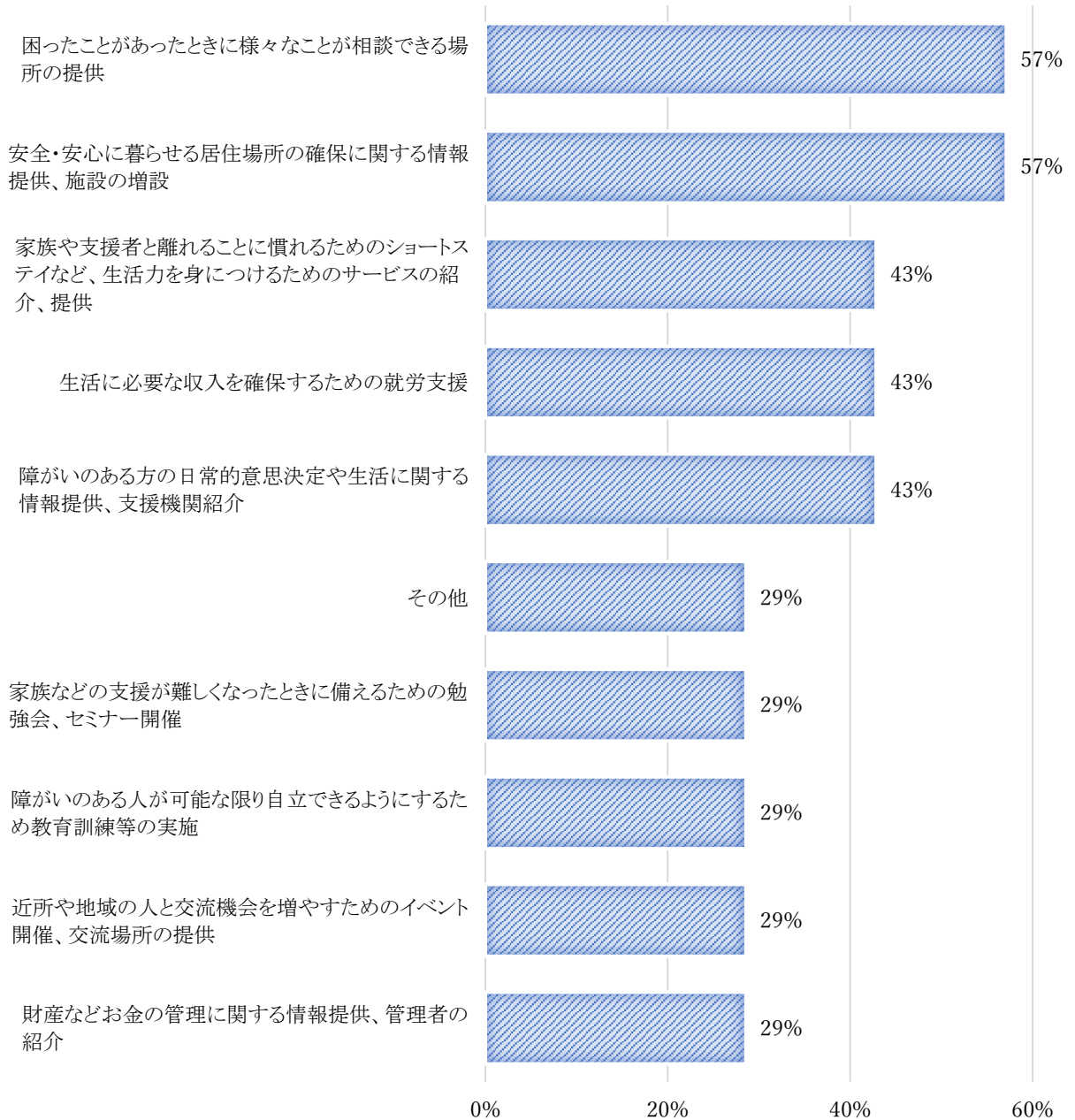
問14-2 問14で「3」と回答した方へお聞きします。

● 準備していない理由は何ですか。

- 1 自立して生活できているので準備は必要ないから 2 今は準備が必要ないから
3 何をしたいのかわからないから 4 その他



問15 あなたを主に介助している家族が先になくなったり、高齢になって介助が難しくなったときに備えるため、どのようなことが必要と思いますか。(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



6 意見

あなたを主に介助している家族が先になくなったり、高齢になって介助が難しくなったときに必要な支援などについて何か意見があれば、記入をお願いします。

- なるべくお金の面でも安心して過ごせる事。
- 居住地が必要。
- 収入に合った施設。看取りまで最終活までがまかせる事が出来る。
- 問題に対して的確な意見指導を求める。

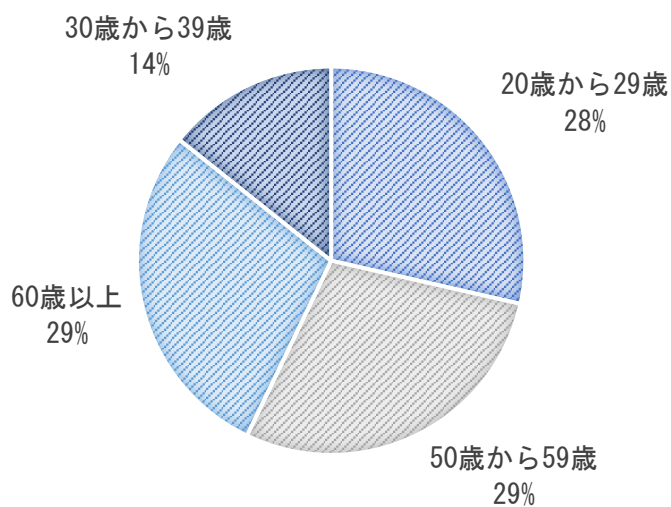
(2) 居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居後調査)

1 あなたのことについてお聞きします。

問1 年齢層を教えてください。(令和5年1月1日現在)

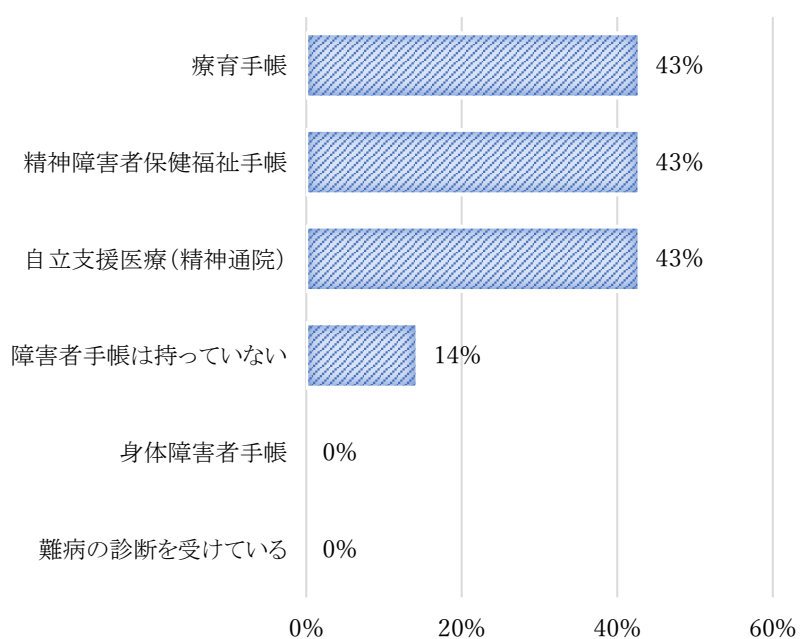
1 18歳・19歳 2 20歳から29歳 3 30歳から39歳

4 40歳から49歳 5 50歳から59歳 6 60歳以上



問2 あなたが持っている障害者手帳等について教えてください。

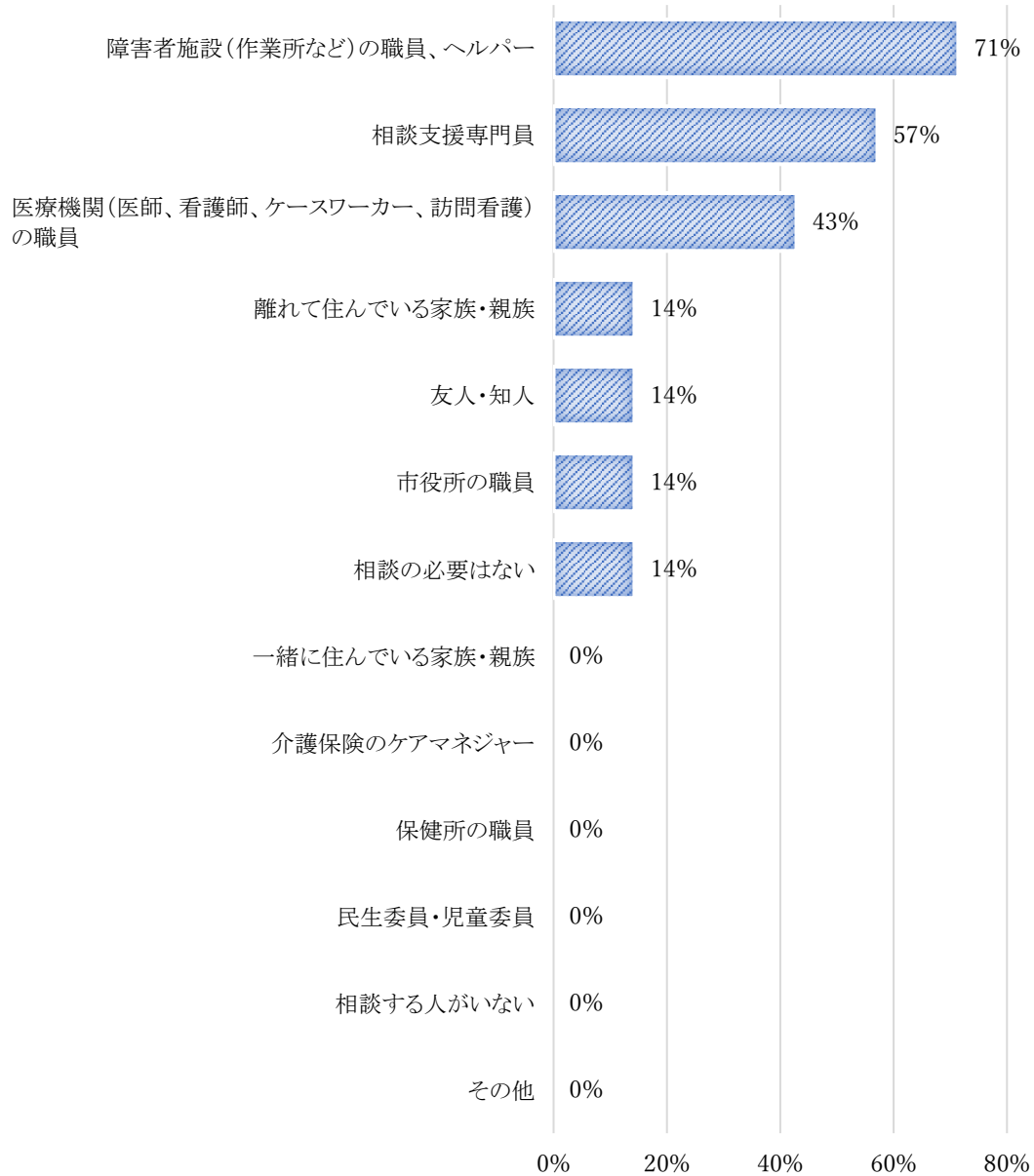
(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



2 相談支援についてお聞きします。

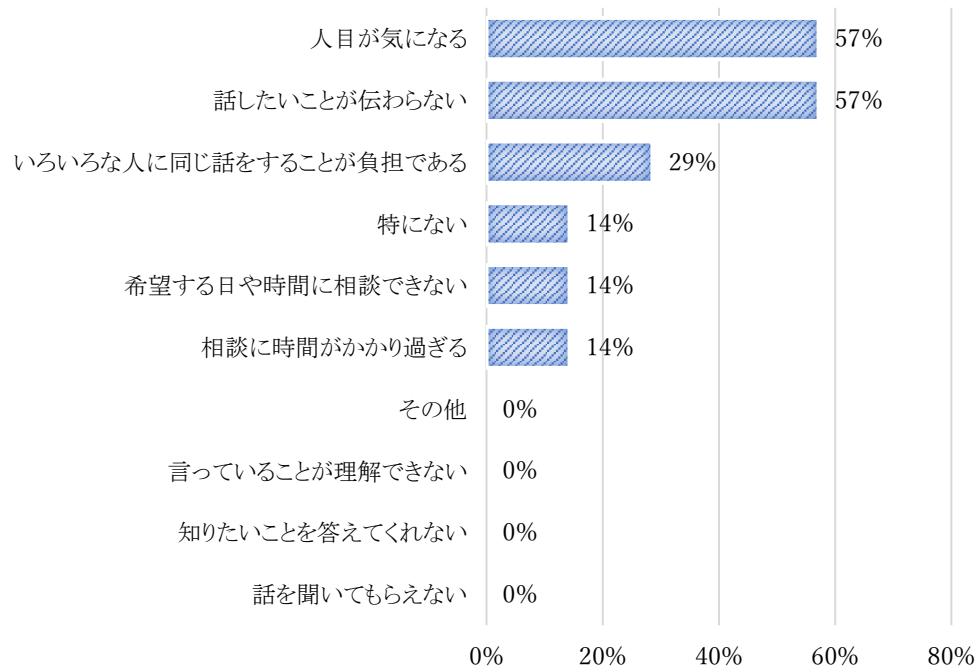
問3 悩みや困りごとがある場合、主にどこに相談しますか。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)

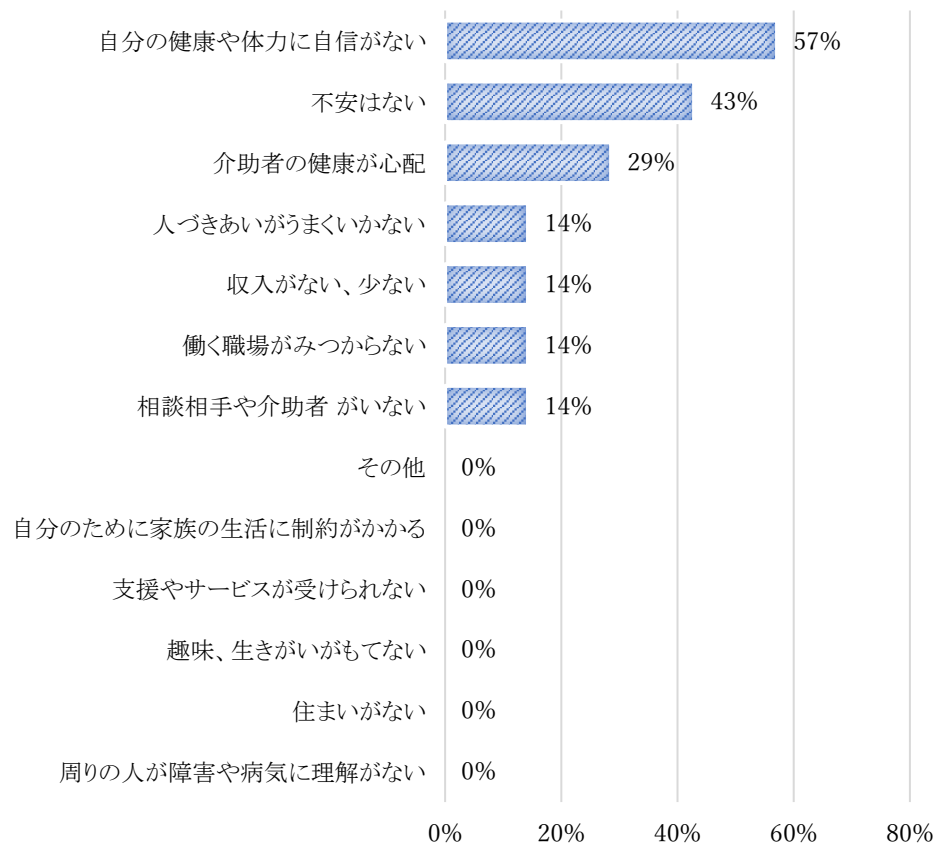


問4 相談するときに苦勞することや不満なことはありますか。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)

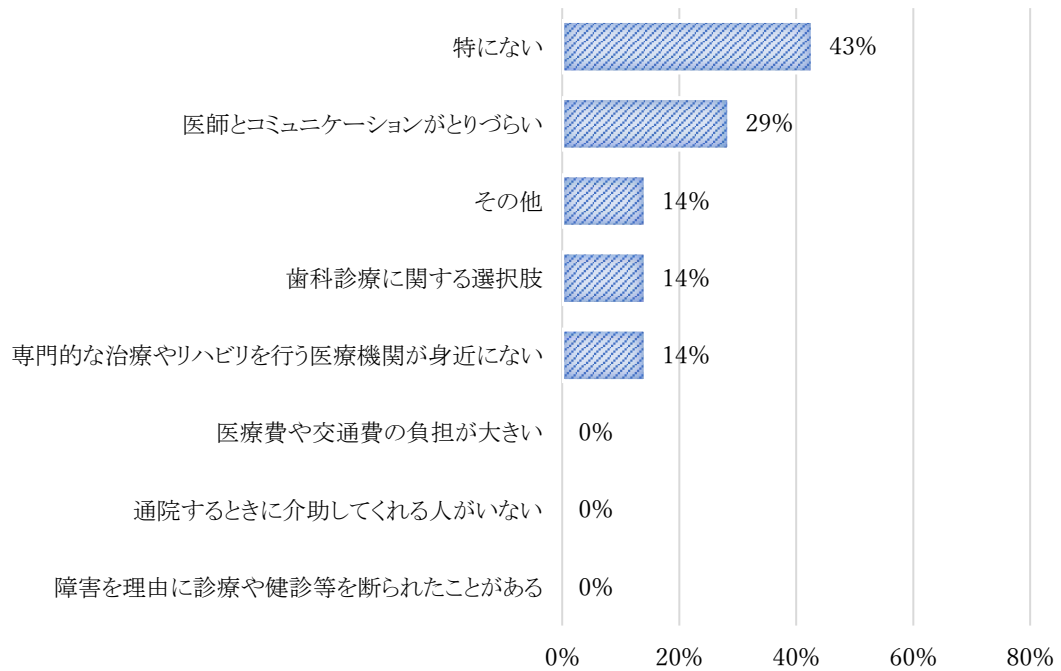


問5 これからの生活で不安なことはありますか。 (あてはまるもの全てに○を付けてください。)



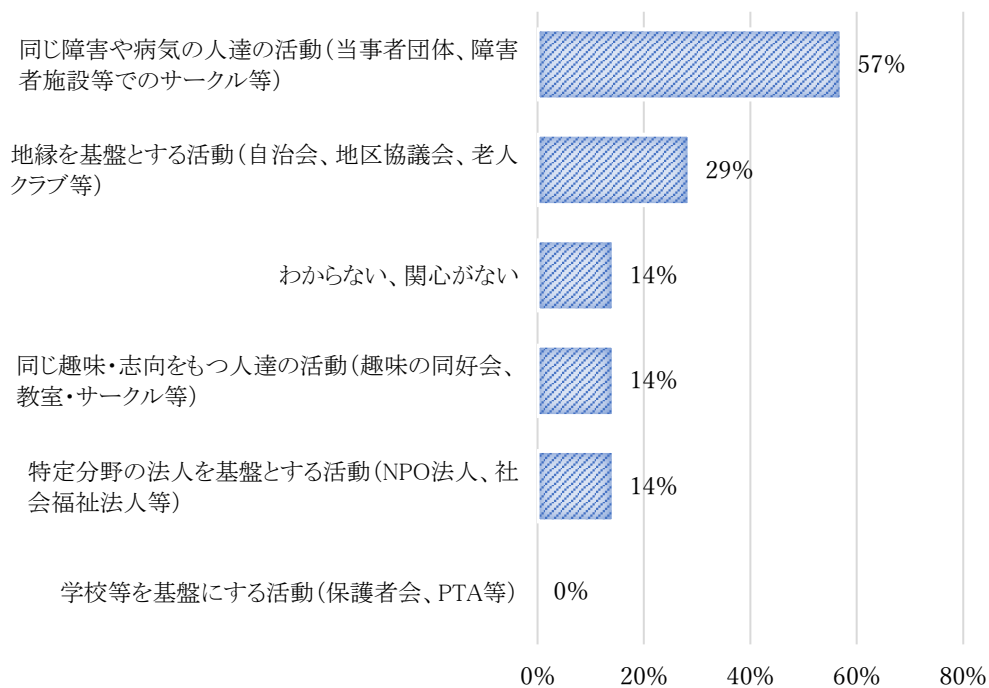
問6 あなたは、医療機関の受診で困ることはありますか。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



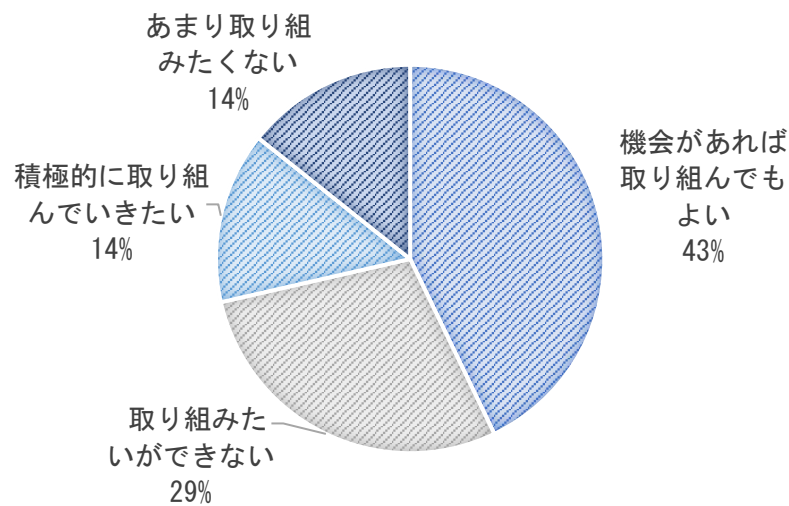
3 市民同士の支え合いについてお聞きします。

問7 近年、様々な主体による地域活動が行われています。あなたが参加しやすい活動は何ですか。(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



問8 あなたは今後、地域活動・ボランティア活動に取り組みたいですか。

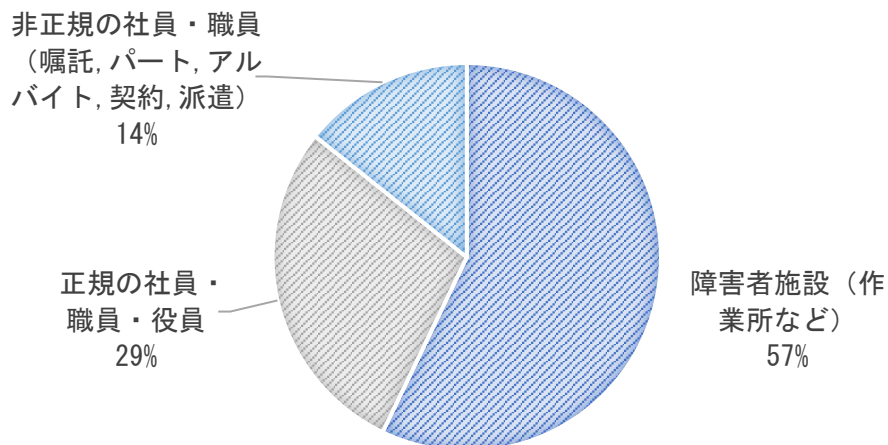
- 1 積極的に取り組んでいきたい
- 2 できるだけ取り組んでいきたい
- 3 機会があれば取り組んでもよい
- 4 取り組みたいができない
- 5 あまり取り組みたくない



4 就労や社会参加についてお聞きします。

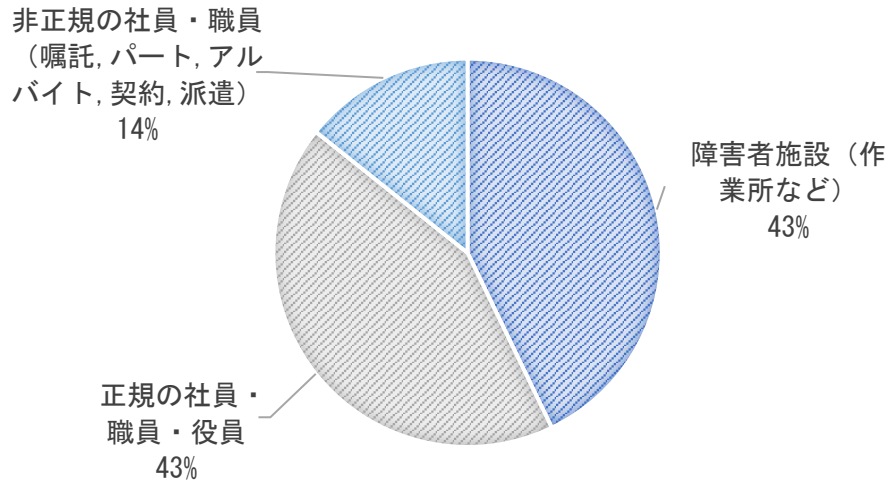
問9 現在、給料や工賃を伴う仕事をしていますか。

- 1 正規の社員・職員・役員
- 2 非正規の社員・職員(嘱託、パート、アルバイト、契約、派遣)
- 3 自由業・自営業(家業手伝いを含む)
- 4 障害者施設(作業所など)
- 5 仕事をしていた、現在は仕事をしていない
- 6 これまで仕事をすることがない



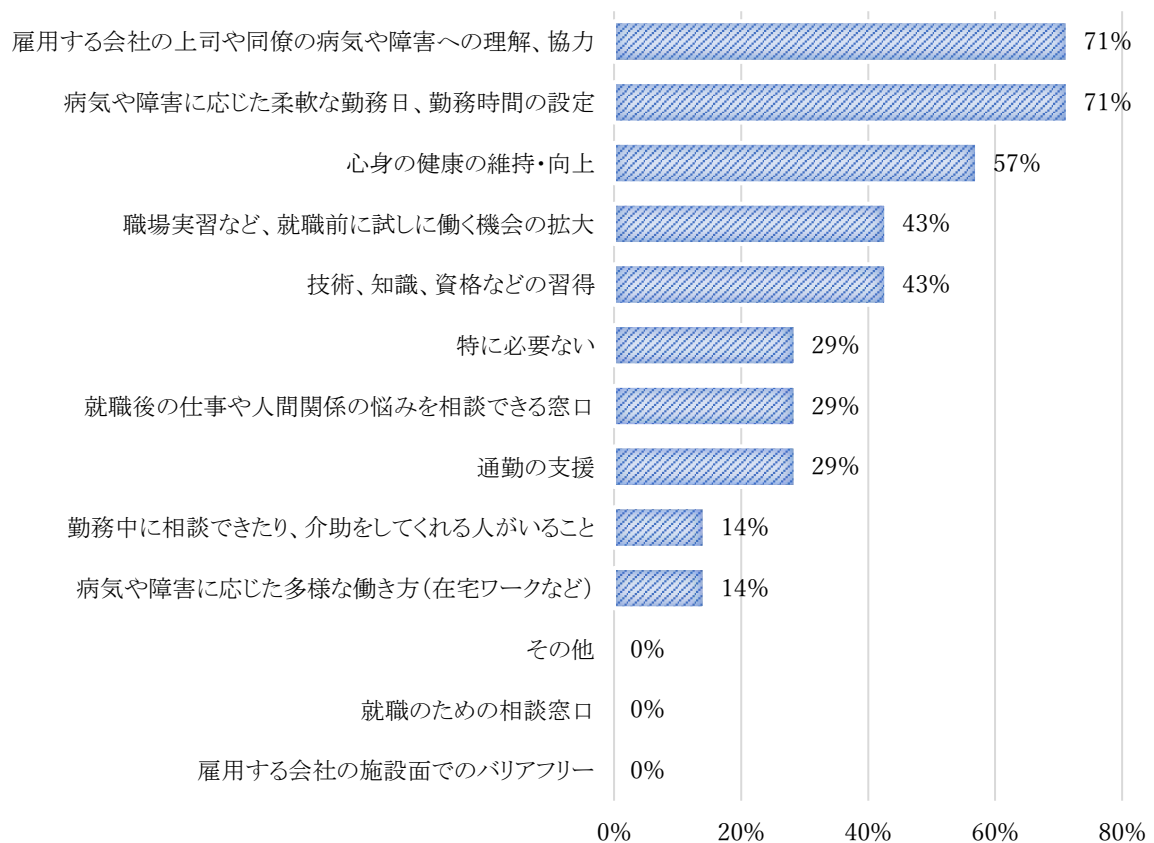
問10 あなたは、どのような形で働きたい(続けたい)ですか。

- 1 正規の社員・職員・役員
- 2 非正規の社員・職員(嘱託、パート、アルバイト、契約、派遣)
- 3 自由業・自営業(家業手伝いを含む)
- 4 障害者施設(作業所など)
- 5 働きたいと思わない
- 6 働くことができない



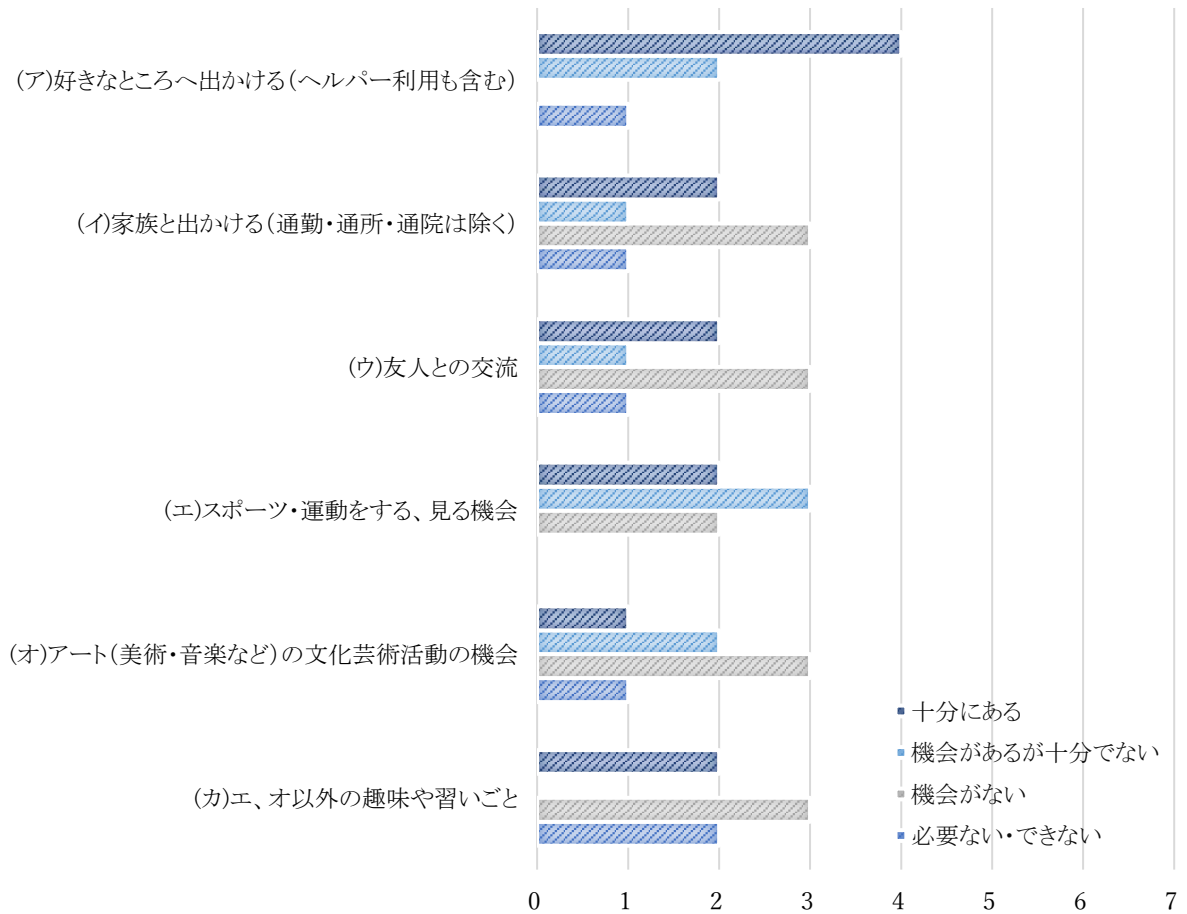
問11 あなたが仕事をするために必要なことはありますか。

(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



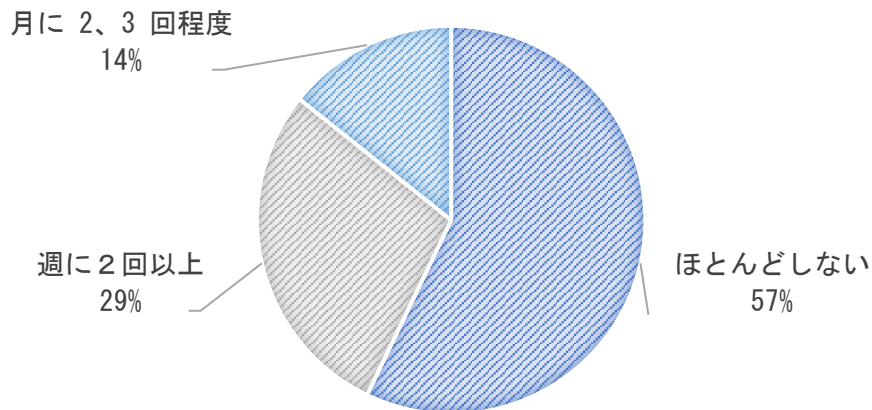
問12 普段の生活の中で、次のような機会がありますか。

(1「十分にある」、2「機会があるが十分でない」、3「機会がない」、4「必要ない・できない」)

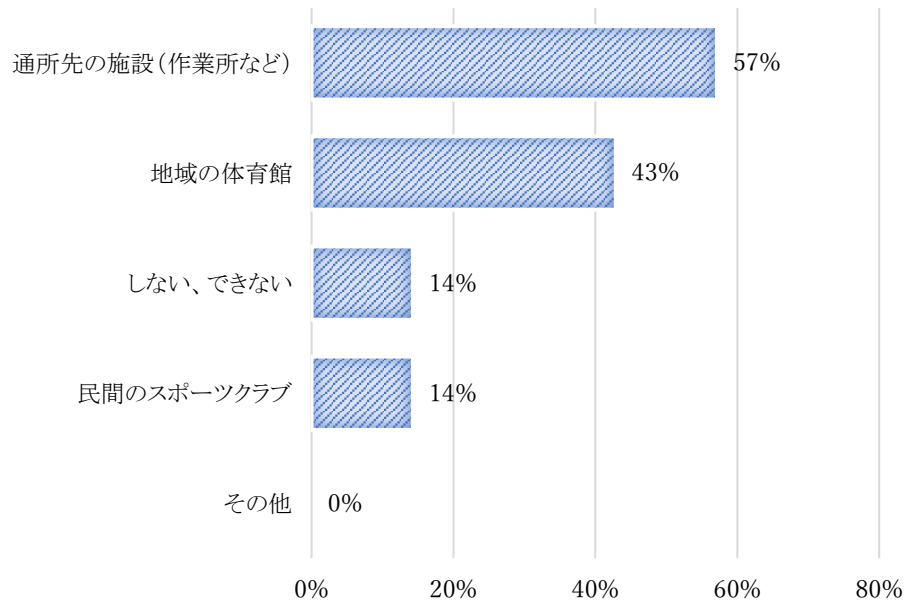


問13 スポーツ・運動は、どのくらい活動していますか。

1 週に2回以上 2 週に1回程度 3 月に2、3回程度 4 ほとんどしない

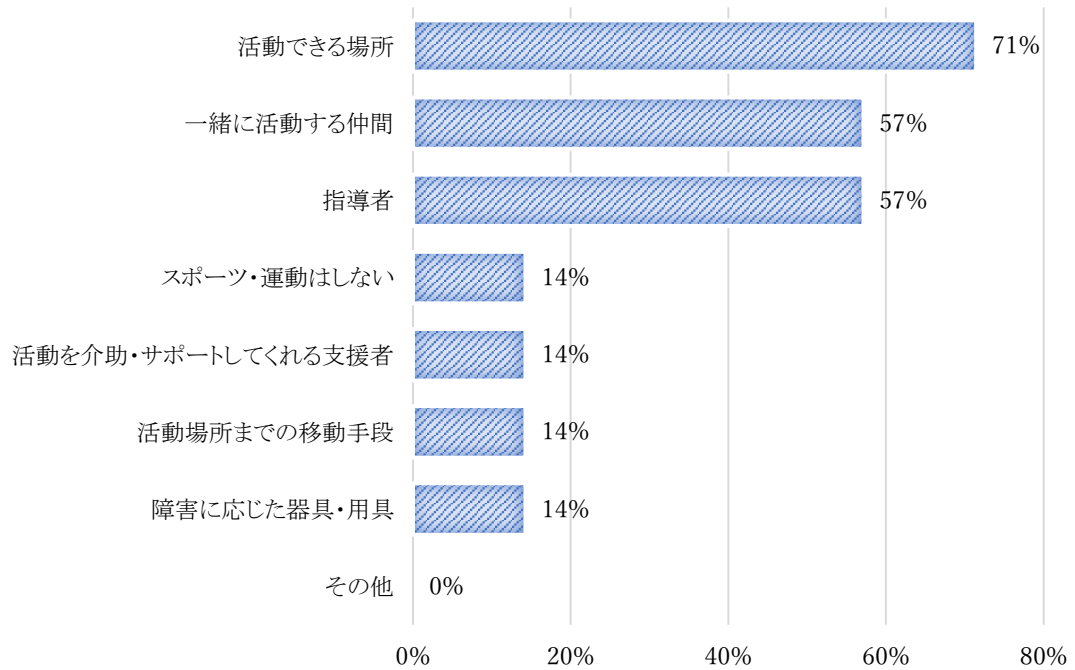


問14 スポーツ・運動をどこでしたいですか。 (あてはまるもの全てに○を付けてください。)



問15 スポーツ・運動をするために必要な支援は何ですか。

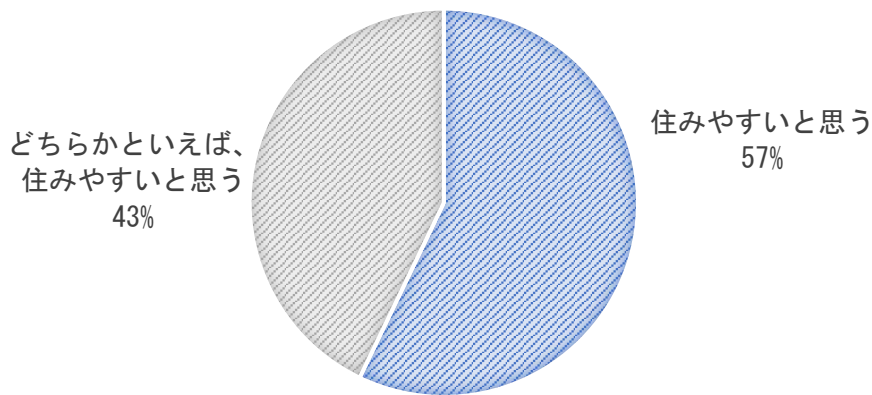
(あてはまるもの全てに○を付けてください。)



5 あなたが住み暮らす街についてお聞きます。

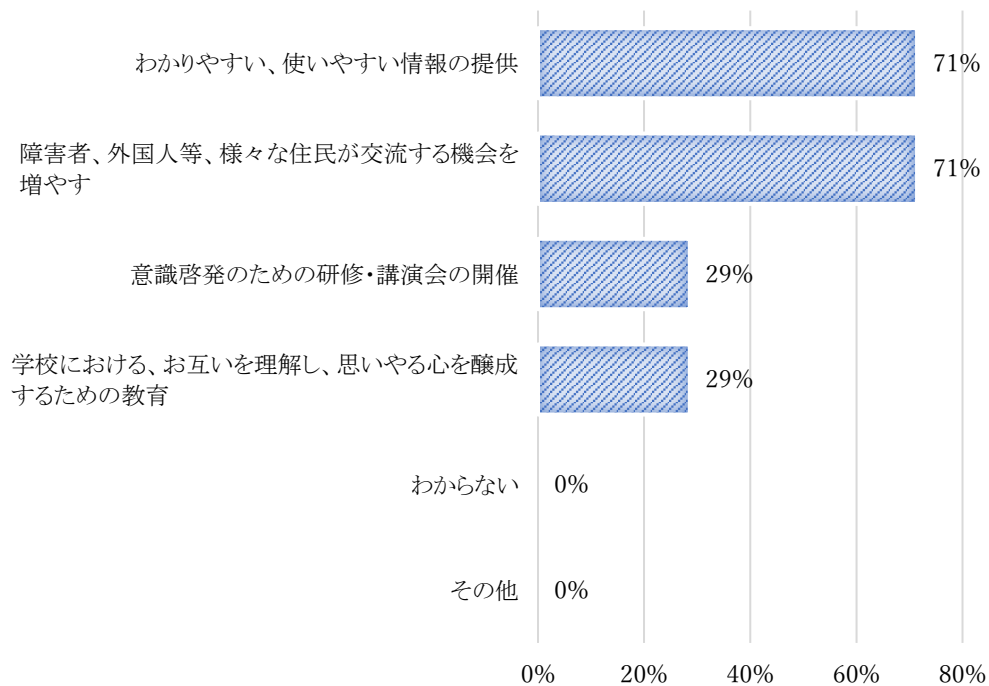
問16 あなたのまちは、障害のある人にとって、福祉サービス、バリアフリー、市民意識などを総合的に考え、住みやすいまちであると感じますか。

- 1 住みやすいと思う 2 どちらかといえば、住みやすいと思う
3 どちらかといえば、住みやすいと思わない 4 住みやすいと思わない

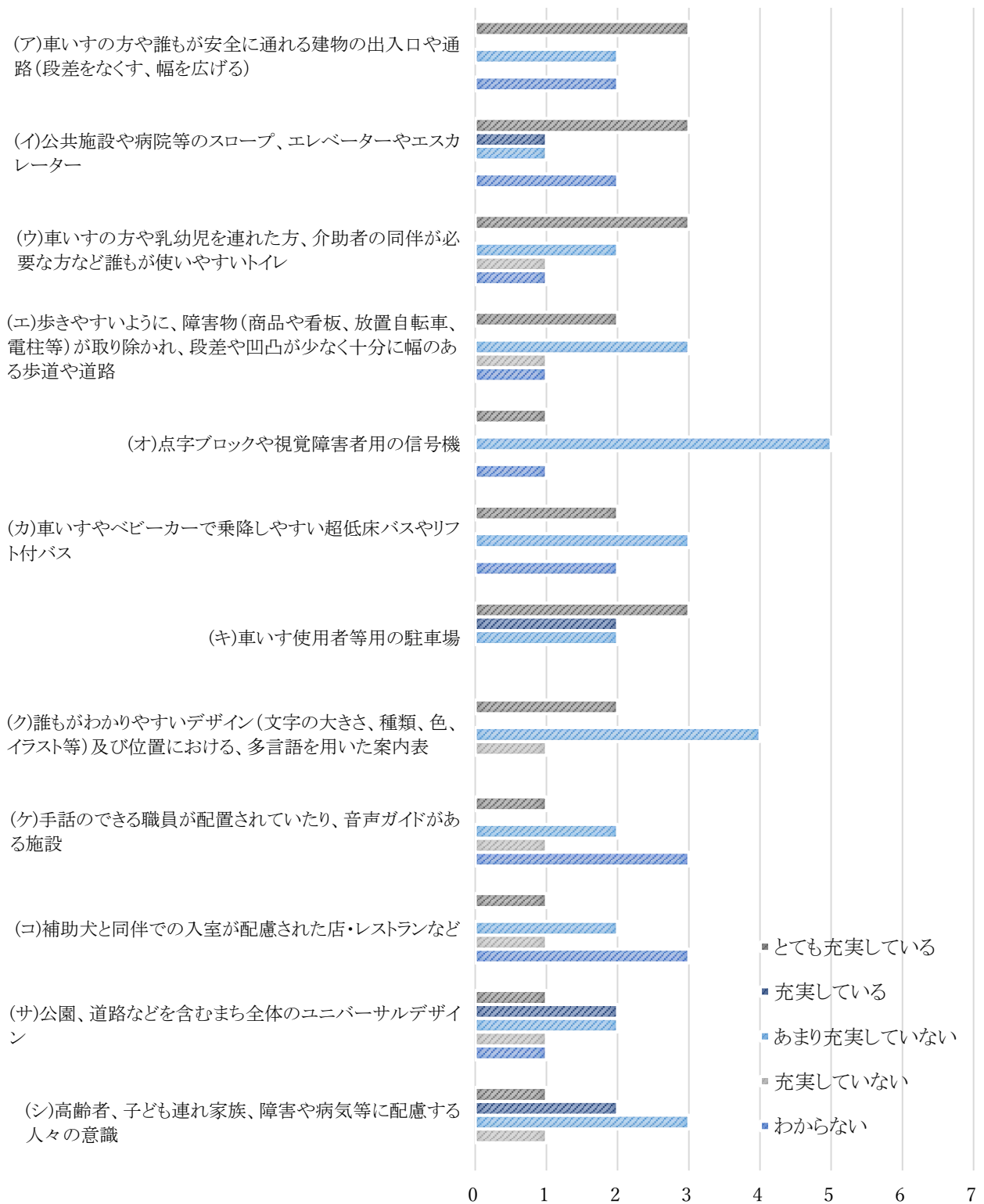


問17 誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、病気、障がい、国籍、生活習慣等の違いによる心理的な障壁を取り除く(心のバリアフリー)ために、特に必要な取組は何だと思いませんか。

(あてはまるもの2つに○を付けてください。)



問18 誰もが暮らしやすい地域づくりという視点で市内の施設や環境、人々の意識を振り返ると、どのように感じていますか。(1…「とても充実している」、2…「充実している」、3…「あまり充実していない」、4…「充実していない」、5…「わからない」)



6 意見

あなたが住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、必要な支援などについて何か意見があれば、記入をお願いします。

- ・交通の便をよくしてほしい。
- ・色々な考えの人が共に暮らせる街。
- ・車イスが使用しやすい環境(道路の利用時)。
- ・町の病院、クリニックの出入り口の段差。
- ・個人商店の出入り口の段差、店内の道路幅。

3 調査結果分析と課題整理

(1) 居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居前調査)

ア 居住者について

年齢層について、大きな偏りはなかったが、20歳代から59歳までの生産年齢層が7割を超える結果となった。また、ほとんどの居住者が療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の障害者手帳等を有している。

イ 生活について

グループホーム、入居施設、病院等で生活の有無については、居住者全員が経験があり、その生活年数は「1年から5年」が7割を超えて最も多った。生活に必要な情報の入手先についてICTツールから情報を得ている居住者は4割にとどまる一方、茨城県内のインターネット利用率が9割を超えている(総務省「通信利用動向調査都道府県別インターネット利用率及び機器別の利用状況(個人)(2019年)」。障害者や高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の情報格差を解消できるように、ICT機器やサービスの利用方法を学べる機会を設ける必要がある。

ウ 福祉サービスの利用について

福祉サービスを利用している居住者は8割を超えており、就労支援サービスを利用している居住者は6割を超える結果となった。居住者の生産年齢層が7割を超えていることから、居住者の就労支援サービスに対する需要は高いことが明らかになった。

エ 仕事について

一か月の収入については、「3万円未満」と回答した居住者が6割を超え、「10万以上15万円未満」と回答した居住者は3割を超え、居住者全員が、住宅確保要配慮者として定義されている低額所得者(月収15.8万円以下)の月収を下回っている。就労継続支援等の福祉サービス事業所に通っている居住者が5割を超えていること、一般就労している居住者が就労時間等がフルタイムでない可能性を考慮したとしても、今後、賃金・工賃の向上に向けた取り組みが必要となる。

オ 将来の生活について

介助者がいなくなった場合に必要なことについては、「相談できる場所の提供」「居住場所の確保に関する情報の提供、施設の増設」が必要と回答した居住者が5割を超え、相談支援体制の整備や情報提供等の発信力を高めていくことが求められる。

(2) 居住者の実態調査に関するアンケート調査(入居後調査)

ア 相談支援について

相談支援は障害者支援の根幹であり、今後ますます必要性が高まってくる要素であるが、悩みや困りごとがある場合の相談先は「障害者施設の職員、ヘルパー」7割を超えて最も多く、次いで「相談支援専門員」が5割であった。居住者の相談先として、生活の場や日中活動先での、障害者と身近に関わっている施設職員の重要性を再確認する結果となった。

イ 市民同士の支え合いについて

今後、地域活動やボランティア活動に取り組みたいかという設問において、「積極的に取り組んでいきたい」「機会があれば取り組んでもよい」と答えた居住者は5割を超える結果となった。障害者をはじめとする住宅確保要配慮者が地域社会と共生をすすめていくためにも、地域住民との交流や、地域行事への参加を支援するような取り組みが求められる。

ウ 就労や社会参加について

就労支援を通じた社会参加の促進と自立支援の必要性に関する設問において、仕事をするために必要なこととして、「雇用する会社の上司や同僚の病気や障害への理解、協力」「病気や障害に応じた柔軟な勤務日、勤務時間の設定」と答えた居住者が7割を超えた。就労先に対して障害に対する理解を望む結果となり、障害者相談支援専門員の役割として、就業先との調整や連携体制の強化が求められる。

また、地域と交流する機会提供の必要性に関する設問において、「スポーツ・運動をする、見る機会」並びに「アート(美術・音楽など)の文化芸術活動の機会」について、「機会があるが十分でない」「機会がない」と答えた居住者が7割を超えた。感性・情緒等の醸成に寄与する文化芸術活動・スポーツ・運動活動に触れる機会が求められる。

エ 住み暮らす街について

誰も暮らしやすい地域づくりという視点で石岡市内の施設や環境、人々の意識を振り返ってどのように感じるか、という設問において、「点字ブロックや視覚障害者用の信号機」「誰もがわかりやすいデザイン及び位置における、多言語を用いた案内表」について、居住者の7割が「あまり充実していない」「充実していない」と答える結果となった。また、「意見」においても、車椅子が使用しやすい環境や病院や商店の出入り口の段差等に支援が必要との意見があった。今後、市内のユニバーサルデザインにおけるハード面の取組が進展していくことが望まれる。

4 参考資料と参考文献

○参考資料(関連用語)

住宅分野(主に「住宅セーフティネット法に関連して」)

住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく下記の方々

- ① 低額所得者(月収 15.8 万円(収入分位 25%)以下)
- ② 被災者(発災後 3 年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・外国人等(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV 被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
 - ・東日本大震災等の大規模災害の被災者(発災後 3 年以上経過)
 - ・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
 - ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJ ターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

居住支援協議会

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 51 条第 1 項に基づく協議会。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。令和 4 年 12 月 31 日時点で全国に 120 協議会(全都道府県、78 市町村)が設置済みで、主な活動内容は以下の通り。

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

居住支援法人

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条に基づく法人。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

※ 必ずしも上記すべての業務を行わなければならないものではない。

指定の要件等は、都道府県によって異なる。

- ・令和 4 年 12 月 31 日時点で、47 都道府県 600 法人が指定を受けている。
- ・法人属性別では、株式会社および NPO 法人の指定が多い状況(全体の約 65%)
- ・都道府県別では、大阪府が 99 法人と最多指定。

登録住宅

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律(平成 29 年 4 月 26 日公布 10 月 25 日施行)によって制度化された、要配慮者の入居を拒まない住宅のこと。(通称 セーフティネット住宅)

※国土交通省資料より引用・抜粋

福祉分野「障害者福祉・高齢者福祉に関連して」

地域共生社会

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。介護保険制度下のサービスを提供する主な法人の1つである。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

療育手帳

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

障害者総合支援法による障害福祉サービス(介護給付)

居宅介護(ホームヘルプ)

障害者(児)の居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護や、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行う。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者とうの外出時に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆、代読を含む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護そのたの必要な援助を行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を必要とする障害者に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護や、調理、洗濯及び掃除などの家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を総合的に行う。

行動援護

知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護そのた行動する際に必要な援助を行う。

重度障害者等包括支援

常時介護を要し、介護の必要性がとても高い障害者(児)に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行う。

短期入所(ショートステイ)

居宅で介護する人が病気の場合等、一時的に自宅での生活に支障がある障害者(児)に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ及び食事の介護そのたの必要な支援を行う。

生活介護

常時介護を必要とする障害者に、施設で主に日中、入浴、排せつ及び食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供する。

障害者総合支援法による障害福祉サービス(訓練等給付)

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

障害者に、自立した日常生活又は社会生活をできるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等の支援を行う。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動の機会の提供とう、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。

就労継続支援(A型・B型)

一般企業等への就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を行うのに支障のない障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ及び食事の介護その他日常生活上の援助を行う。

自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

障害者総合支援法による地域生活支援事業

相談支援事業

障害者(児)やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚・失語・知的・発達・高次脳機能・重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳や要約筆記、点訳当を行う人の派遣等を行う。

日常生活用具給付等事業

重度障害のある障害者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者(児)に、外出のための支援を行う。

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

介護保険制度によるサービス

ホームヘルプサービス(訪問介護)

介護福祉士やホームヘルパーなどが家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行う。

訪問入浴介護

看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行う。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を考慮して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

訪問看護

病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図る。

訪問リハビリテーション

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指して理学療法、作業療法そのた必要なりハビリテーションを行う。

デイサービス(通所介護)

老人デイサービスセンター等に通り、日中の食事・入浴(浴室がある施設のみ)の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態とうの確認とう、日常生活上の世話と機能訓練を行う。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

デイケア(通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や介護医療院、病院、診療所等に通り、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法そのた必要なりハビリテーションを行う。認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供する。

ショートステイ(短期入所生活介護)

老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供される。心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張とうのため、又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用する。連続した利用は30日までとなっている。

※医療福祉機構用語集、東京都福祉局資料より引用・抜粋

○参考文献

- ・住宅セーフティネット法制研究会「逐条解説 住宅セーフティネット法」
- ・中央法規「障害者総合支援法 事業者ハンドブック」
- ・中央法規「障がい者ケアマネジメント」
- ・中央法規「図解でわかる 障害福祉サービス」
- ・中央法規「相談支援専門員のための実践事例集」